

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正（案）
に対する意見公募要領

令和6年1月26日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

足元の物価高の中、我が国の雇用の7割を支える中小企業が実質賃金の引上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要となっています。中でも、価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要との背景から、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日）が取りまとめられました。下請取引の価格交渉・価格転嫁の現場において本指針の活用を促進し、労務費の価格転嫁を推進するため、今次の振興基準改正を行います。

2. 意見公募の対象

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省中小企業庁事業環境部取引課
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館4階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年1月26日（金）～令和6年2月26日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で送付して下さい。なお、意見提出は日本語に限ります。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、以下の住所宛てにお送り下さい。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省事業環境部取引課 パブリックコメント担当 宛て
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-torihiki-tekiseika@meti.go.jp

(電子メールの件名を「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正(案)に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準改正（案）」
に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）